

○厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、 休暇等に関する条例施行規則

(平成16年4月1日)
規則第6号

改正	平成18年4月1日 規則第2号	令和2年3月19日 規則第3号
	平成21年4月1日 規則第2号	
	平成22年4月1日 規則第3号	
	平成22年6月30日 規則第5号	
	平成31年4月1日 規則第2号	

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年組合条例第5号。以下「条例」という。)に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除
(勤務時間の割振り)

第3条 条例第3条に規定する勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員の健康管理及び事務の効率的執行のため必要があると認める場合は、管理者は、勤務時間の割振りを別に定めることができる。

(休憩時間)

第4条 前条に規定する勤務時間の割振りに対応する休憩時間は、正午から午後1時までとする。

(年次休暇)

第5条 条例第9条第1項の年次休暇は、1年度につき20日とする。ただし、5月以降において採用された職員のその年度の年次休暇は、別表第1のとおりとする。

2 年次休暇は、1日、半日又は1時間を単位として受けることができる。1時間を単位として受ける年次休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。

(年次休暇の繰越し)

第6条 条例第9条第2項の日数は、1の年度における年次休暇の残日数が20日を超えない職員にあつては当該残日数(1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)、20日を超える職員にあつては20日とする。

(療養休暇)

第7条 条例第10条に規定する療養休暇は、次に定める期間とする。

- (1) 公務上の傷病の場合 その療養に必要と認める日数
- (2) その他の傷病の場合 90日の範囲内においてその療養に最小限度必要とする日数

2 前項の規定にかかわらず、職員の健康上必要があると認めるときは、任命権者は、時間を単位として与えることができる。

(特別休暇)

第8条 条例第11条に規定する特別休暇は、別表第2に定める期間とする。

(介護休暇)

第9条 条例第12条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

- (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- (2) 職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次に定めるもの

ア 父母の配偶者

イ 配偶者の父母の配偶者

ウ 子の配偶者

エ 配偶者の子

オ 孫(その父母のいずれもが死亡している者に限る。)

- (3) その他介護をするため、勤務しないことが相当であると任命権者が認める者

2 条例第12条第1項の規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した半日勤務時間の範囲内とする。

(日数の計算)

第10条 療養休暇、特別休暇及び介護休暇が、週休日又は休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもって療養休暇、特別休暇又は介護休暇の日数とみなす。

(年次休暇、療養休暇及び特別休暇の請求)

第11条 年次休暇、療養休暇及び特別休暇を受けようとする者は、年次休暇請求票又は療養(特別)休暇請求票により、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。

2 職員が病気、災害その他やむを得ない事情により、前項の規定によることができない場合には、電報、電話、伝言等により連絡をとるとともに、勤務できなかった日から週休日及び休日を除き、3日以内にその理由を付して任命権者の承認を受けなければならない。

3 職員が年次休暇以外の休暇の承認を受けようとするときは、医師の証明書、その他勤務しない事由を明らかにする書面を提出しなければならない。ただし、当該書面の提出が著しく困難であるか、又はその事由が明白であるとして任命権者が特に認めた場合は、この限りでない。

(介護休暇の請求)

第12条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに介護休暇請求票に記入して任命権者に請求しなければならない。

2 前項の場合において、条例第12条第2項に規定する介護を必要とする1の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

(療養休暇及び特別休暇の承認)

第13条 任命権者は、療養休暇又は特別休暇(職員の分べんに係る産前産後のものを除く。)の請求について、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合又は勤務しないことが相当である場合は、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。

(介護休暇の承認)

第14条 任命権者は、介護休暇の請求について、条例第12条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(休暇の承認の決定等)

第15条 第11条又は第12条第1項の請求があった場合においては、任命権者は、速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。

(組合休暇の許可)

第16条 条例第13条の組合休暇の許可を受けようとする者は、組合休暇許可申請書に

より、任命権者の許可を受けなければならない。

(欠勤)

第17条 職員が年次休暇等の日数を超え、又は任命権者の承認を受けず、若しくは勤務命令に反して正規の勤務時間に勤務しないときは、欠勤とする。

2 欠勤は、第11条第1項及び第2項の規定に準じて、欠勤票により任命権者の承認を受けなければならない。

(時間外及び休日勤務)

第18条 正規の勤務時間を超えて勤務すること又は週休日若しくは休日に勤務すること(以下「時間外勤務等」という。)を命じようとするときは、時間外勤務等命令票により行うものとする。ただし、やむを得ない事情のあるときは、この限りでない。

2 前項の規定により勤務を命ぜられたときは、特別の事情がない限り、当該勤務に従事しなければならない。

3 任命権者は、職員に対し、時間外勤務等を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

(時間外及び休日勤務の上限等)

第18条の2 任命権者は、職員に対し、時間外勤務等を命ずる場合には、次に掲げる時間(以下この条において「限度時間」という。)の範囲内で、必要最小限の時間外勤務等を命ずるものとする。

(1) 1箇月において時間外勤務等を命ずる時間について45時間

(2) 1年において時間外勤務等を命ずる時間について360時間

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、職員に対し、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて時間外勤務等を命ずる必要がある場合には、次に掲げる時間及び月数(以下「上限時間等」という。)の範囲内で、必要最小限の時間外勤務等を命ずることができる。

(1) 1箇月において時間外勤務等を命ずる時間について100時間未満

(2) 1年において時間外勤務等を命ずる時間について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務等を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務等を命ずる月数について

6箇月

- 3 任命権者は、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合には、職員に対し、限度時間又は上限時間等を超えて時間外勤務等を命ずることができる。この場合において、任命権者は、当該超えた部分の時間外勤務等を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をしなければならない。
- 4 任命権者は、前項の規定により、職員に対し、上限時間等を超えて時間外勤務等を命じたときは、当該時間外勤務等に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。
- 5 前各項の規定は、次に掲げる職員については、適用しない。
 - (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条に規定する協定に基づき時間外勤務等の上限が定められている職員
 - (2) 条例の適用を受ける職員となった国又は他の地方公共団体等の職員、国又は他の地方公共団体等の職員となった職員（条例の適用を受ける職員に限る。）その他これらに類する職員のうち、任命権者が定める職員
- 6 前各項に定めるもののほか、職員に時間外勤務等を命ずる場合における時間外勤務等の上限その他時間外勤務等について必要な事項は、管理者が別に定める。
（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第19条 条例第15条第1項の規定による請求は、深夜勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する1の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに行わなければならない。

- 2 前項の請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。
- 3 前項の通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合は、任命権者は、当該日の前日までに当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。
- 4 任命権者は、第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対し証明書類の提出を求めることができる。

第20条 前条第1項の請求がされた後深夜勤務制限開始日の前日までに、次の各号に

掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- (4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして管理者の定める者に該当することとなった場合

2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、前条第1項の請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第21条 前2条(前条第1項第4号を除く。)の規定は、条例第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第22条 条例第15条第2項又は第3項の規定による請求は、時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する1の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに行わなければならない。この場合において、条例第15条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 前項の請求があった場合においては、任命権者は、条例第15条第2項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

- 3 任命権者は、第1項の請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）の前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、条例第15条第2項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。
- 4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。
- 5 任命権者は、第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対し証明書類の提出を求めることができる。

第23条 前条第1項の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員でなくなった場合
 - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- 2 時間外勤務制限開始日から起算して前条第1項の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。
- (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
 - (2) 当該請求に係る子が、条例第15条第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合
- 3 前2項（前項第2号を除く。）の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。
- 4 前条第5項の規定は、前項の届出について準用する。

（介護を行う職員の時間外勤務の制限）

第24条 前2条（前条第2項各号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第22条第1項中「第15条第2項又は第3項」とあるのは「第15条第3項」と、「ならない。この場合において、条例第15条第2項

の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第2項及び第3項中「第15条第2項又は第3項」とあるのは「第15条第3項」と、前条第1項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と読み替えるものとする。

(週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更)

第25条 条例第16条の規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 条例第16条の規則で定める勤務時間は、3時間30分又は4時間15分（以下「半日勤務時間」という。）とする。

3 任命権者は、週休日の振替（条例第16条の規定に基づき、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（半日勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第17条第1項に規定する勤務日等をいう。次条第1項において同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

4 任命権者は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

5 任命権者は、週休日の振替等を行った場合には、週休日等変更簿により、職員に対して、速やかにその内容を通知するものとする。

(代休日の指定)

第26条 条例第17条第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られ

た勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（条例第17条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行わなければならない。

- 2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。
- 3 代休日の指定の手続について必要な事項は、任命権者が定める。

(時間外勤務代休時間)

第26条の2 条例第17条の2第1項の規則で定める期間は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（条例第4条及び第16条の規定に基づく週休日における勤務のうち任命権者が別に定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

- 2 任命権者は、時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第17条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給し、正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
- (2) 再任用短時間勤務職員及び育児休業職員について正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数
- (3) 正規の勤務時間が割り振られた勤務日以外の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

- 3 前項の場合において、その指定は、3時間30分、4時間15分又は7時間45分（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次

休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が3時間30分、4時間15分又は7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。

- 4 任命権者は、条例第17条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項の規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。
- 5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。
- 6 任命権者は、条例第17条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。
- 7 時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日規則第2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第2の5の項の改正規定は、同年5月21日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日規則第3号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月30日規則第5号)

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日規則第2号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年8月31日までにおける改正後の第20条の2第2項第3号の規定の適用については、同号中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間(平成31年4月以後の期間に限る。)」とする。

附 則 (令和2年3月19日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

新規採用者年次休暇表	
採用月	休暇日数
5月	18日
6月	17日
7月	15日
8月	13日
9月	12日
10月	10日
11月	8日
12月	7日
1月	5日
2月	3日
3月	2日

別表第2 (第8条関係)

原 因	期 間	請求の際添付すべき書類
1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による交通しや断又は隔離	その都度必要と認める期間	市町村長の証明書
2 風水震災火災その他非常災害による交通しや断	その都度必要と認める時間	
3 風水震災火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	1週間の範囲内で必要と認める期間	同様
4 交通機関の事故等の不可抗力の事故	その都度必要と認める時間	
5 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公庁への出頭	その都度必要と認める時間	呼出状等又はその写し
6 選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める時間	
7 職員の結婚	7日以内	
8 妊娠中の女子職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため請求した場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回及び妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、分べんの日後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)その都度必要と認める時間	

(厚木愛甲環七)

一七二

9 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	通勤時間の始め又は終わりにおいて1日につき1時間の範囲内で必要と認める時間	
10 職員の分べん	医師又は助産師の証明に基づく分べんの予定日以前8週間(多胎妊娠の場合には、その旨も併せて)が記入された証明書。14週間)目に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内において職員が請求した期間	産前の休暇は、出産予定日(多胎妊娠の場合は、その旨も併せて)が記入された証明書。産後の休暇は、出産を証明する書類
11 配偶者の分べん	3日以内	
12 生理に有害な職務に従事する職員及び生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理	2日の範囲内で必要と認める期間	
13 職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	1日1時間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員が当該休暇を使用しようとする日における当該休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合、当該承認又は請求に係る期間を差し引いた期間を超えない期間)	
14 配偶者の分べんの予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日か	当該期間内における5日の範囲内の期間	

ら分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内において、分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。		
15 職員が配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者で病気等により看護を必要とするものの看護をするため勤務しないことが相当であると認められるとき。	1年度につき10日の範囲内の期間	
16 職員の親族の死亡	別表第3に定める範囲内において必要と認める期間	
17 配偶者、父母又は子の祭日	1日（慣習上必要と認める日）	
18 あらかじめ計画された能率増進計画の実施の場合	計画に定められた時間又は期間	
19 職員が配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に対して行う骨髄液の提供に伴う検査、入院等	その都度必要と認める期間	
20 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、別に定める社会に貢献する活動を行う場合であつて、業務に支障がないと認められるとき	1年度につき5日の範囲内で必要と認める期間	
21 その他管理者が必要と認めたとき	その都度必要と認める時間又は期間	

別表第3 (別表第2関係)

死 亡 し た 者		日 数
配偶者		10日
血 族	父母	7日
	子	5日
	祖父母、兄弟姉妹、孫、伯叔父母	3日
姻 族	配偶者の父母、父母の配偶者	5日
	配偶者の子、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹、 配偶者の伯叔父母、子の配偶者、祖父母の配偶者、 兄弟姉妹の配偶者、伯叔父母の配偶者	3日

- 備考 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、血族である父母及び子に準ずる。
- 3 葬祭のため遠隔の地におもむく必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。